

高知県社会福祉審議会規則

(設置等)

第1条 この規則は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として高知県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置するとともに、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第1条の2 審議会は、委員35人以内で組織する。

(任期等)

第2条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 審議会の委員長は、審議会を代表する。

2 審議会に委員の互選による副委員長1人を置く。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の総数の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 会議の議長は、委員長が当たる。

4 会議は、委員の総数の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決をする場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第5条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

(民生委員審査専門分科会)

第6条 民生委員審査専門分科会は、委員8人で組織する。

(身体障害者福祉専門分科会)

第7条 身体障害者福祉専門分科会は、委員9人以内で組織する。

2 身体障害者福祉専門分科会に審査部会及び更生医療部会を置く。

3 審査部会は、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の規定による身体障害者の障害程度の審査のほか、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師の指定の審査を行う。

4 更生医療部会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第22項に規定する自立支援医療のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第1号に規定する育成医療及び同条第2号に規定する更生医療に係る同法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定及び同法第68条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関に係る指定の取消し等の審査を行う。

5 審査部会の委員と更生医療部会の委員は、これを兼ねることができる。

6 審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(老人福祉専門分科会等)

第8条 審議会に必要に応じて老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会を置く。

2 老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会は、それぞれ委員15人以内で組織する。

(幹事)

第9条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年7月14日規則第181号の2)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 26 日規則第 234 号)

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。(後略)

附 則(平成 14 年 4 月 1 日規則第 47 号の 3)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 4 月 1 日規則第 43 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 20 日規則第 81 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日規則第 43 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 略
(高知県公文書開示審査規則の一部改正)
- 3 略
(高知県個人情報保護制度委員会規則の一部改正)
- 4 略
(知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正)
- 5 略
(高知県個人情報保護審査会規則の一部改正)
- 6 略
(高知県県民室設置運営規則の一部改正)
- 7 略
(高知県損害賠償等審査会規則の一部改正)
- 8 略
(高知県職員被服貸与規則の一部改正)

- 9 略
(高知県予算規則の一部改正)
- 10 略
(高知県住民基本台帳法施行規則の一部改正)
- 11 略
(高知県庁内防火管理規則の一部改正)
- 12 略
(高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部改正)
- 13 略
(高知県防災行政無線電話施設管理規則の一部改正)
- 14 略
(高知県災害救助基金規則の一部改正)
- 15 略
(高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
- 16 略
(高知県社会福祉審議会規則の一部改正)
- 17 高知県社会福祉審議会規則(平成 12 年高知県規則第 95 号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(高知県介護保険審査会規則の一部改正)
- 18 略
(高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)
- 19 略
(高知県青少年問題協議会条例施行規則の一部改正)
- 20 略
(高知県こどもの環境づくり推進委員会規則の一部改正)
- 21 略
(高知県文化賞授与規則の一部改正)
- 22 略
(高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)
- 23 略
(高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則の一部改正)
- 24 略
(私立学校法等施行細則の一部改正)
- 25 略
(高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則の一部改正)
- 26 略

(高知県職員の職務発明等に関する規則の一部改正)

27 略

(高知県公害審査会規則の一部改正)

28 略

(高知県漁業専門委員設置規則の一部改正)

29 略

(高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

30 略

(桐見ダム操作規則の一部改正)

31 略

(高知県契約規則の一部改正)

32 略

附 則(平成 23 年 12 月 16 日規則第 71 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日規則第 14 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 27 日規則第 46 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日規則第 15 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 5 日規則第 49 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日規則第 32 号)

この規則は、公布の日から施行する。